

ESGの取組み

持続的成長への取組み

地球温暖化や環境破壊に対する意識の高まりや、地域社会への貢献活動・働き方改革などに代表される労働環境改善への取組み、投資家・企業に対する行動基準の策定など、近年はESG(※)を踏まえた企業経営が企業の成長・存続の観点からも注目されておりますが、当行のCSR活動はESGと密接に関連しています。以降のページでは、CSRの取組みをESGの観点からご紹介します。

ESGのイメージ



(※)ESG…

環境 (Environment)・社会 (Society)・企業統治 (Governance) の頭文字をとったもの。
これらは企業の持続的成長に影響を及ぼす要素であるとの考えが世界的に広がりつつあります。

Environment

— 環境を守るために —



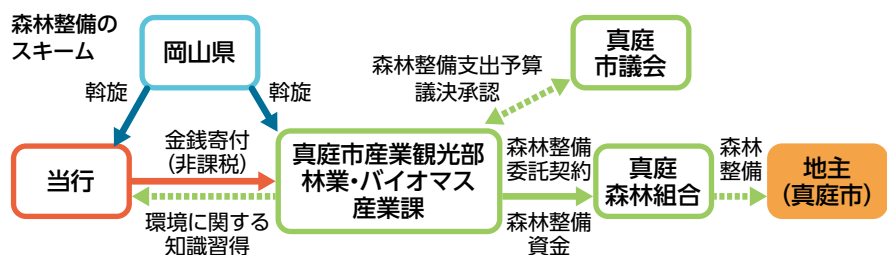
環境保全活動への取組み

1 風倒木被害林再生事業～ちゅうぎんの森～



〈「ちゅうぎんの森」整備資金寄贈式〉

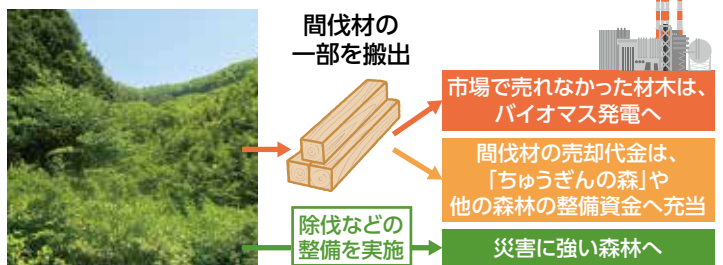
2004年の台風23号で被害を受けた真庭市の森林の一部を「ちゅうぎんの森」と名づけ、災害に強い針広混交林化を目指して2008年から整備事業を実施しています。



森林整備に非課税の公的寄付を利用することで、当行は寄付金控除が適用され、森林所有者は整備資金が調達できるスキームとなっています。

2018年3月30日、「ちゅうぎんの森」の新たな整備計画を作成し、真庭市と覚書を締結しました。新計画では、今後5年間にわたり、間伐・除伐などをおこないます。

間伐後の木材については売却し、その資金を森林保全活動に活用するとともに、売却が難しい木材についてはバイオマス発電に使用し、有効活用する予定です。



ESGの取組み

2 日本列島グリーン大作戦について

2006年6月より岡山県本部事務局を務めている「小さな親切」運動の一環として、市内一斉清掃などをおこないました。

この活動は市民の住みよいまちづくりへの意識の高まりを受けて、毎年実施されているものです。



〈グリーン大作戦〉

3 公益信託「百間川」水とみどり基金

「百間川」水とみどり基金とは、百間川およびその周辺の良好な水辺空間の形成活動をおこなう団体や個人へ助成するため、財団法人百間川水辺環境管理センターの財産の拠出を受けて設定された「公益信託」(※)です。

この公益信託は、百間川およびその周辺において、河川に関する市民の活動、調査研究および環境美化活動の支援をおこない、河川および河川空間を活用した公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

(※)公益信託…団体や個人(委託者といいます)が、社会一般のために財産を信託し、当行(受託者といいます)による管理・運営によって、その公益目的を実現する制度です。

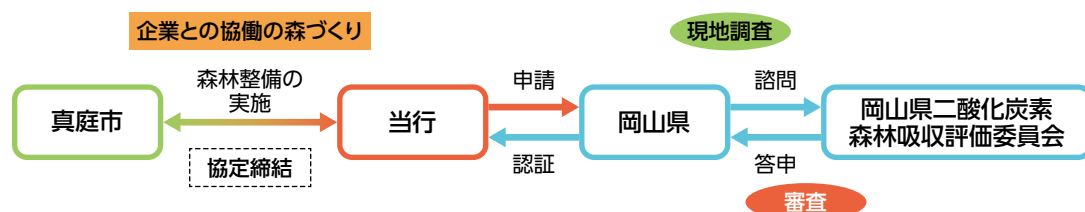
公益信託「百間川」水とみどり基金
イメージ図



環境負荷低減への取組み

二酸化炭素森林吸収評価認証制度について

岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度の仕組み



「ちゅうぎんの森」の整備により森林が吸収したと計算される二酸化炭素量について、「岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度」の認証を取得いたしました。この制度は植樹や間伐などの整備がおこなわれた森林による二酸化炭素吸収量を岡山県が、評価・認証する制度です。当行は「ちゅうぎんの森」の整備を開始した2008年度より、毎年認証を取得しています。



〈岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証書交付式にて〉

Society

— より良い社会のために —



お客さまへの取り組み

ご高齢のお客さま、お身体の不自由なお客さまに安心してご利用いただくための取り組み

「ヘルプマーク」の認知度の向上を目的に、営業店、住宅ローンセンター、ライフプランセンターへポスター、リーフレットを掲出しました。従業員に「ヘルプマーク」の周知を図り「ヘルプマーク」を付けたお客さまが来店された場合は、援助が必要かどうかを配慮し、必要に応じてお声かけするなど、適切な対応ができるよう努めます。

「ヘルプマーク」とは

…義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病、妊娠初期の方など外見からは病気や障害がわかりづらい方で、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう東京都が作成したマーク



労働環境の改善

働きやすい職場環境の整備

すべての従業員が仕事上の責任を果たすだけでなく、仕事以外においても、やりたいことに積極的に取り組み、仕事と生活のバランスのとれた働き方を実現することが重要であると考えております。そのため、従業員の家族との時間の共有や心身のリフレッシュなどを目的とした「ファミリー休暇制度」「時間単位有給休暇制度」を設けております。また、育児・介護休業法に沿った休業制度・所定外労働免除制度・短時間勤務制度も整えております。

2019年度も多様な人財が活躍できる職場風土を醸成し、ワークライフバランスと生産性向上を図るとともに、会社として働きがいと成長の場を提供するという方針のもと、「働き方改革」に取り組んでいく方針です。



社会貢献活動

1 文化支援活動

公益財団法人岡山シンフォニーホールが運営する岡山フィルハーモニック管弦楽団を賛助会員(プラチナ会員)として、支援しています。



〈岡山フィルハーモニック管弦楽団〉

公益財団法人吉備路文学館は、当地ゆかりの文学者たちの功績をたたえとともに、吉備路ゆかりの精神文化の継承と発展に役立ちたいとの思いから、当行支援のもと設立されました。文学専門の博物館として、著書、原稿、研究文献の収集、保管展示に加え、講演会、お茶会なども催しております。



〈吉備路文学館〉

2 スポーツ支援

女子バレーボールチーム「岡山シーガルズ」をメインスポンサーとして応援しています。

また「岡山リベッツ」「ファジアーノ岡山」「岡山湯郷Belle」も応援しています。



岡山マラソンをスポンサーとして応援しています。また、団体ボランティアとしても参加しています。



2018年より「ももたろうリレーマラソン」のメインスポンサーとして応援しています。

また、大会を支えるボランティアとしても参加しており、選手とともに大会を盛り上げています。



Governance

— 企業統治 —



コーポレート・ガバナンス

1 基本方針

当行は、総合金融サービスを通じて「選ばれ」「信頼される」銀行として地域社会とともに発展するため、株主のみなさまをはじめ、お客さま、地域社会、従業員等、当行に係るあらゆるステークホルダーの利益を考慮し、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、次の対応により、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に取り組んでまいります。

- ①当行は、取締役会・監査等委員会・取締役が株主のみなさまに対する受託者責任を自覚し、適切なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めてまいります。
- ②取締役会での十分な審議による経営方針及び重要な業務執行の決定、業務執行取締役の的確な業務執行とともに、取締役会による監督、監査等委員会による監査、会社法等の法令に基づく「内部統制システム」の適切な整備・運用等により、業務執行の適切性と監査・監督の実効性確保に努めてまいります。
- ③当行は、株主のみなさまの権利を尊重し、株主のみなさまとの建設的な対話や非財務情報を含む会社情報の積極的な開示等、株主のみなさまが権利を適切に行使することができる環境の整備と、株主のみなさまの実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。

2 コーポレート・ガバナンス体制

当行は、コーポレート・ガバナンス強化策の一環として、監査等委員会設置会社へ移行しております。当行の取締役の総数は、2019年6月末現在で、監査等委員でない取締役10名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役6名（うち社外取締役4名）となっております。

監査等委員会設置会社におきましては、監査等委員である取締役には取締役会における議決権が付与されることから、取締役会及び取締役に対する監査・監督機能の強化を図っております。

また、監査等委員会設置会社は、会社法の規定により取締役会の権限の一部を取締役に委任することが可能であるため、取締役会付議事項を重要性の高い議案に絞り込み、経営戦略など重要議案の取締役会における審議の充実、当行の意思決定の迅速化を図る体制としております。

以上のとおり、当行の取締役会は、活発な議論と迅速な意思決定ができる体制としており、「経営計画の策定」、「内部統制システム構築の基本方針の策定」等の重要事項についての審議、取締役の業務の執行状況等の報告をおこなっております。

また、経営意思決定の機動性を確保するため、頭取を含む役付取締役8名からなる「常務会」を設置し、取締役会から委嘱を受けた事項等の審議をおこなっております。

さらに、適正な企業活動をおこなうために重要なリスク管理等の項目につきましては、常務会の諮問機関として各種委員会組織を設置し、機動的に審議をおこなっております。

3 指名報酬委員会の設置

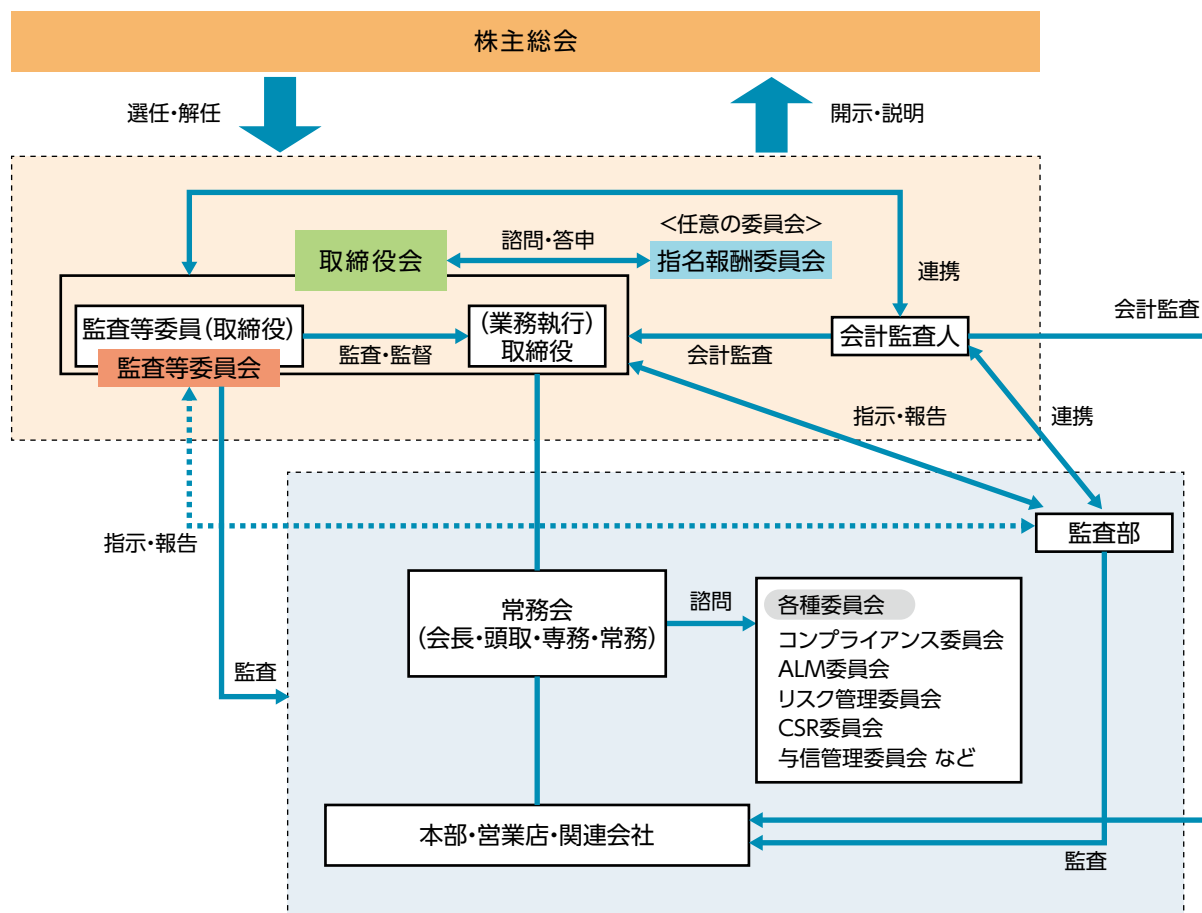
当行は、従前より取締役の指名および報酬について、社外を含む全取締役に事前に議案を開示し、公正性・透明性・客観性を確保しておりましたが、コーポレート・ガバナンスをさらに強化するため、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。

- ①「指名報酬委員会」で社外取締役を中心に審議・答申することにより、社外取締役の適切な関与と助言を得る仕組みを強化する。
- ②取締役会審議の深度を強化することにより、取締役会の監督機能の向上を図る。

指名報酬委員会の内容

項目	内容
構成(委員)	委員5名(代表取締役2名、社外取締役2名、社外取締役監査等委員1名)
委員長	社外取締役
主な役割・責務	(1)取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項 (2)代表取締役の選定・解職に関する事項 (3)役付取締役の選定・解職に関する事項 (4)取締役(監査等委員を除く。)の報酬等に関する事項 (5)取締役(監査等委員)の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項 (6)後継者計画(育成を含む)に関する事項

「指名報酬委員会」設置後のガバナンス体制



コンプライアンス

1 コンプライアンス態勢について

コンプライアンスとは、法令や行内規定などはもとより、社会的に求められている行動規範や倫理的行動を含めて遵守することを意味しています。

当行では、すべての役職員が銀行に課せられた社会的責任と公共的使命を自覚し、お客さま、株主のみならず、さらに地域社会のみなさまからのご期待にお応えするため、コンプライアンス態勢の強化を経営の最重要課題・CSR活動のひとつとして取り組んでおります。

具体的には、以下の取り組みをおこなっております。

- ①経営・業務運営における倫理的行動の基本としての「企業行動規範」、役職員が業務上および私生活上守るべき「行動指針」、当行のコンプライアンス手引書である「コンプライアンスマニュアル」を制定しています。
- ②行内の横断的な組織として「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、各部・営業店には「法令遵守担当者」を配置し、各部・営業店の指導・監督をおこなっております。
- ③各種研修の実施により、全役職員のコンプライアンス意識の浸透に努めております。
- ④コンプライアンス実践計画である「コンプライアンスプログラム」を毎年策定し、その進捗・達成状況を定期的に検証しております。
- ⑤役職員による不正行為の未然防止、早期発見を目的とし、経営トップに直接通報できる内部通報制度「経営ヘルプライン」の運用をおこなっております。
- ⑥社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫きます。また、不当要求には組織として対応するとともに警察等の外部専門機関との連携を図っております。

今後とも「コンプライアンス・モラルはすべてに優先する」という姿勢を貫き、コンプライアンス重視の風土をより強固なものとするよう努めてまいります。

金融商品勧誘方針

私ども中国銀行は、次の項目を遵守し、お客さまに対して適正な金融商品の勧誘をおこない、お客さまの保護およびお客さまからの信頼の確保に努めます。

1. お客さまの知識、経験、財産の状況および金融商品の販売にかかる契約を締結する目的などに照らし、お客さまへの適切な商品の勧誘に努めます。
2. お客さまご自身の判断によって商品を選択してご購入いただけるよう、商品内容やリスク内容など重要事項のわかりやすい説明と情報提供に努めます。
3. お客さまからご依頼があるなどの正当な理由なく、深夜や早朝などの不適当な時間帯での訪問・電話による勧誘、ご迷惑となる場所などでの勧誘をおこないません。
4. お客さまに対して、不確実な事項について断定的な判断を提供したり、確実であると誤認させるおそれのあるような説明はおこないません。
5. お客さまに対して適正な勧誘がおこなえるよう研修の充実や行内管理態勢の整備に努めます。
6. お客さまからのご意見・ご照会等に対しては、誠実に対応いたします。



2 マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止態勢について

国際的に核・ミサイルやテロの脅威が増す中で、犯罪者・テロリスト等に繋がる資金を断つことは、日本・国際社会がともに取組まなくてはならない課題であり、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性はこれまでになく高まっています。

金融庁では、金融機関などにおける実効的な対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定・公表しており、こうした中、当行としても、犯罪組織などへの資金流入を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織などが活動しづらい環境を作るため、以下の防止方針を定めて対策に取り組んでいます。

【マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策方針】

中国銀行グループ(以下「当行グループ」といいます。)は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。)への対策が国内のみならず国際的にも要請されている重要な課題であることを認識し、時々変化する国際情勢および直面するリスク等に対して機動的かつ実効的な対応を実施していくための管理態勢を主体的に構築し、業務を遂行する基本方針を定めています。

配当政策について

当行は銀行業としての公共性と健全性に鑑み、いかなる厳しい環境にも耐え得る財務体質を維持するため、内部留保の充実を図りつつ安定した配当を継続することを基本方針としております。

具体的には、年間安定配当18円の実施を基本とし、配当と自社株取得合計の株主還元率35%を目途としております。

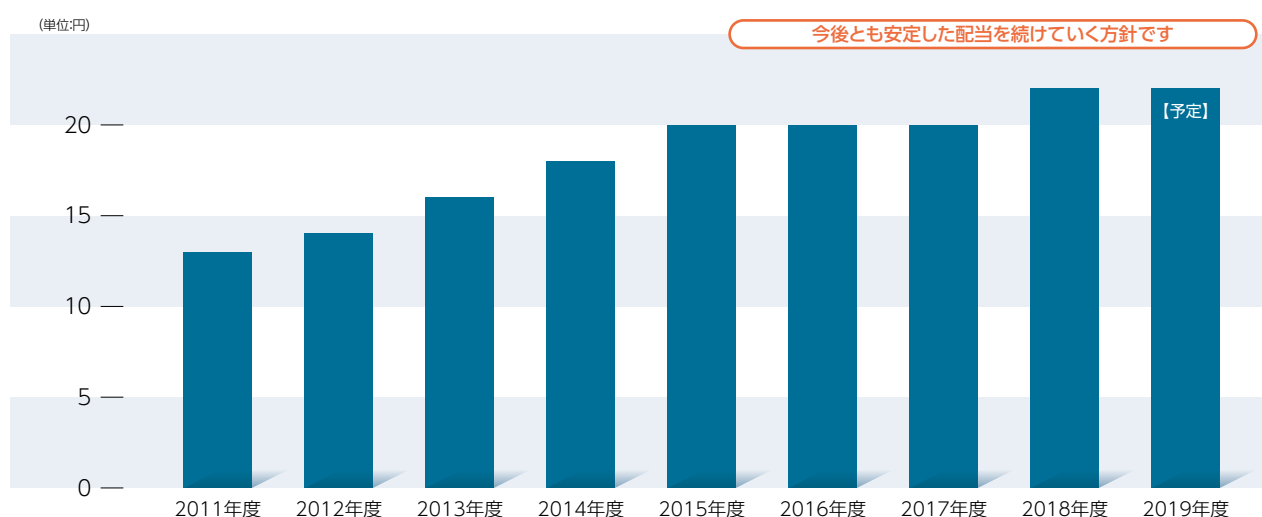
2018年度配当につきましては、2円増配の年間22円(期末12円)とさせていただきます。

なお、2019年度の配当予想につきましても安定配当部分に4円上乗せし、年間22円(中間11円)の配当予想とさせていただきます。

なお、当行の毎事業年度における配当回数についての基本方針は、中間、期末の年2回といたしております。これらの配当の決定機関は、中間は取締役会、期末は株主総会であります。

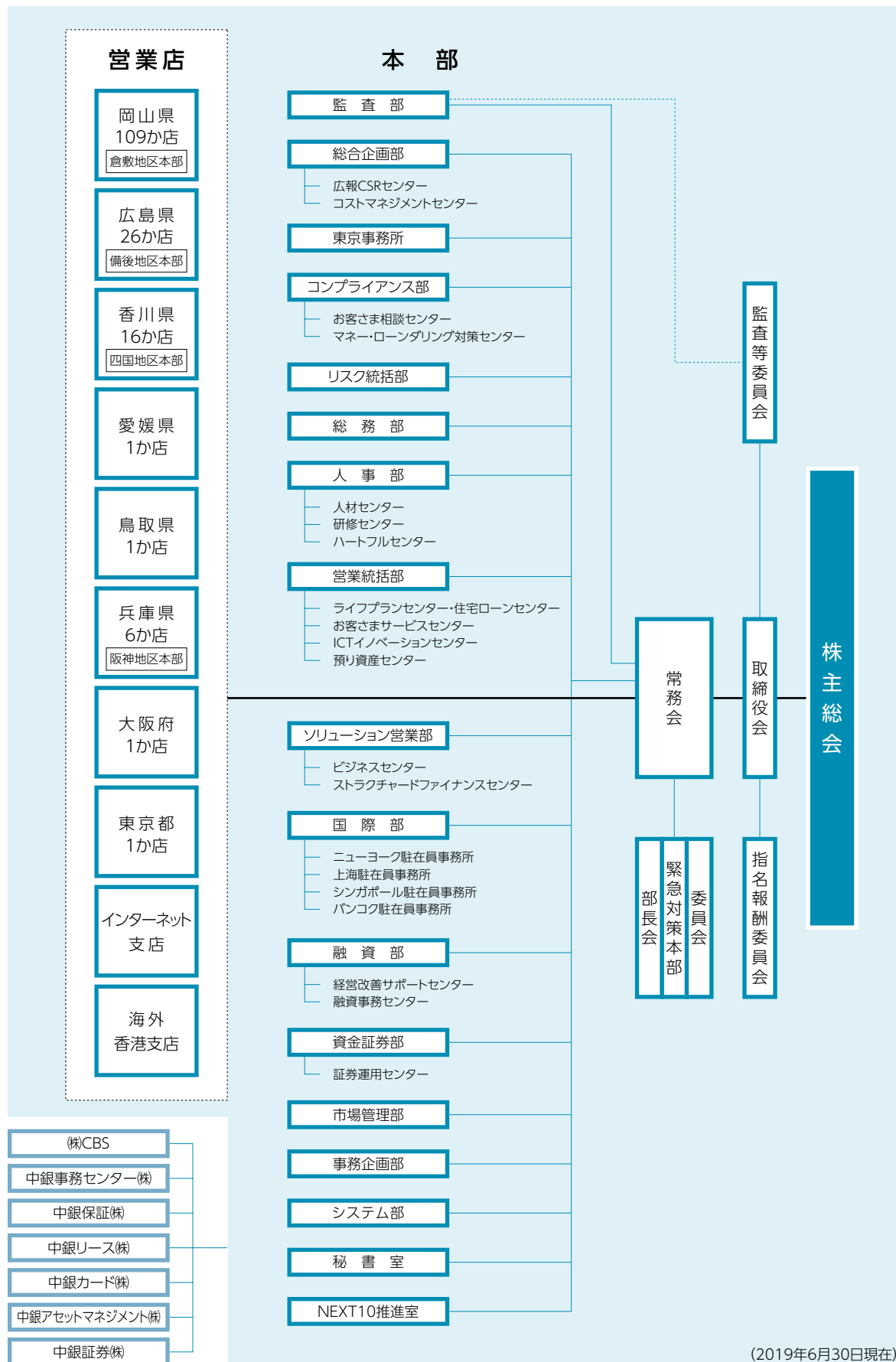
また、当行は会社法454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

一株当たり配当金額の推移



組織

お客さま・地域社会



(2019年6月30日現在)

役員



取締役会長
宮長 雅人
(みやなが まさと)



取締役頭取
(代表取締役)
加藤 貞則
(かとう さだのり)



専務取締役
(代表取締役)
寺坂 幸治
(てらさか こうじ)



専務取締役
(代表取締役)
原田 育秀
(はらだ いくひで)



常務取締役
谷口 晋一
(たにぐち しんいち)



常務取締役
平本 辰雄
(ひらもと たつお)



常務取締役
大原 浩之
(おおはら ひろゆき)



常務取締役
加藤 裕通
(かとう ひろみち)



取締役(社外)
佐藤 芳郎
(さとう よしお)



取締役(社外)
小寺 明
(こでら あきら)



取締役 監査等委員
安東 寛倫
(あんどう ひろみち)



取締役 監査等委員
小亀 康太郎
(こがめ こうたろう)



取締役 監査等委員(社外)
西田 三千代
(にしだ みちよ)



取締役 監査等委員(社外)
古矢 博通
(ふるや ひろみち)



取締役 監査等委員(社外)
西藤 俊秀
(さいとう としひで)



取締役 監査等委員(社外)
田中 一宏
(たなか かずひろ)

常務執行役員

浦上 達夫
(うらかみ たつお)

常務執行役員

継山 清隆
(つぎやま きよたか)

常務執行役員

三谷 泰輔
(みたに やすすけ)

常務執行役員

西明寺 康典
(さいみょうじ やすのり)

常務執行役員

山本 総一
(やまもと そういち)

執行役員

小山 敏之
(こやま としゆき)

執行役員

宮崎 俊司
(みやざき しゅんじ)

執行役員

西宇 建雄
(にしう たけお)

執行役員

吉本 英明
(よしもと ひであき)

執行役員

渡辺 輝謹
(わたなべ てるちか)

執行役員

岡垣 岳和
(おかがき たけかず)

執行役員

山縣 正和
(やまがた まさかず)

取締役 佐藤 芳郎、小寺 明、西田 三千代、古矢 博通、西藤 俊秀、田中 一宏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(2019年6月30日現在)